

供給区域の増加に伴う託送供給約款および最終保障供給約款の変更について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、このたび当社は、関東経済産業局より、20200227関東第6号により、供給区域の変更の許可を頂きました。それに伴いまして、ガスの託送供給および最終保障供給に係る約款について、2020年4月1日に実施するものとして、関東経済産業局に届出を行いました。

この約款の変更につきまして、現行の「託送供給約款」2.(3)および「最終保障供給約款」2.(3)の定めに従い、本文書をホームページ等へ掲載すると共に、営業所等において変更後の約款の内容等を掲示することにより、約款の変更に関わる周知といたします。

記

1. 変更の理由

20200227関東第6号により、埼玉県本庄市いまい台2丁目を供給区域とする変更の許可を頂いたことから、この変更を反映するため、「託送供給約款」および「最終保障供給約款」の内容を改めるものです。

2. 変更の内容（主な変更）

- ・「託送供給約款」および「最終保障供給約款」において、別表第1に規定されている供給区域に、埼玉県本庄市いまい台2丁目を追加する。
- ・「託送供給約款」において、別表第1に規定されている特定ガス導管事業の区間について、今回供給区域に含まれることとなった区間を除外した表記へと改める。
- ・その他、誤字脱字等に関わる軽微な修正。

この変更につきまして、ご意見、ご不明な点等がおありの場合は、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号



本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341（代表）

以上